

令和7年度HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業（東京都委託事業）

## HACCPの訪問アドバイスを活用しませんか？

令和3年6月から、原則すべての食品等事業者は「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を行うことが食品衛生法で義務づけられています。

東京都では、飲食店や給食を提供している施設の皆様が「HACCPに沿った衛生管理」を適切に実施・運用できるよう、専門相談員を施設に派遣して、HACCPに関するアドバイスを行う支援事業を行っています。是非、御活用ください。

## ～このような方にお勧め～

- ・講習会でHACCPの説明を聞いたけど、もう少し詳しく知りたい
- ・自分のお店や施設を見てもらいながら、HACCPについて個別に相談したい
- ・HACCPを適切に実施できているか専門家に見て欲しい

## 《対象施設》

## 都内の飲食店、給食施設等

- 23区、八王子市、町田市内の施設を除きます。
- 「小規模な一般飲食店向けの手引書」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」を使用する施設が対象です。
- 何度でも御利用できます。

## 《費用》

無料

申込先・申込方法は裏面へ

## HACCPに沿った衛生管理とは？

衛生管理計画を作成し、記録することなどが求められます。

飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に取り組むことができます。

東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基づく支援ツール「食品衛生管理ファイル」を作成しており、本事業でも活用します。

衛生管理計画

## 食品衛生管理ファイル

※この食品衛生管理ファイルは、厚生労働省ホームページに掲載されている最新の一般飲食店事業者向けHACCP導入方を改訂した衛生管理のための手引書と内容に一致しています。

- 「衛生管理計画」は、定期的に内容を見直し、最新版を「記録表」と一緒に、使いやすい場所に保管してください。
- 保健所から求められた場合は、「衛生管理計画」と「記録表」の両方を提示してください。

当該施設では、この食品衛生管理ファイルに従って衛生管理を行います。

- 施設情報 -	
店 名	
所 在 地	
店 長 名	
食品衛生責任者	

東京都  
-1-

東京都が実施するHACCP取組支援の詳細は、以下の問合せ先又はホームページで御確認ください。

【問合せ先】（申込先は裏面）

東京都保健医療局健康安全部食品監視課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1  
電話 03-5320-4475（平日9時～17時）

 

→「HACCPに沿った衛生管理の  
訪問アドバイス事業」のページへ



## 《申込方法》

以下のいずれかの方法で、**一般社団法人東京都食品衛生協会**までお申込みください。

### ●はがき

右下の申込書欄に必要事項を記入の上、キリトリ線で切り取って郵送してください。

### ●電話

右下の申込書欄の内容を電話でお伝えください。

**TEL 03-3934-5826**

### ●メール

メール本文に、右下の申込書欄の内容を記入して送信してください。  
(件名は「HACCP訪問アドバイス申込」としてください。)

**e-mail : consul@toshoku.or.jp**

### ●FAX

こちらの面がFAX送付状になります。右下の申込書欄に必要事項を記入し、FAX送信してください。

**FAX 03-3934-5827**

## 《申込後の流れ》

### ①申込み



### ②日程調整

担当の専門相談員（一般社団法人東京都食品衛生協会所属）から日程調整の電話をします。



### ③専門相談員が訪問

HACCPで求められる衛生管理計画の作成や、記録方法等について、メニューや調理方法などを聞き取りながらアドバイスします。



### ④結果報告書を交付

### お申込み窓口(受託者)

一般社団法人東京都食品衛生協会

東京食品技術研究所

〒175-0083

東京都板橋区徳丸1-19-10

担当 齊藤、田嶋、村上

電話 03-3934-5826(平日9時30分~17時)

キリトリ線  
郵便はがき



料金受取人払郵便

1758790

板橋西局承認

1246

差出有効期間  
2026年2月  
28日まで  
(切手不要)

東京都板橋区徳丸1-19-10  
一般社団法人東京都食品衛生協会  
東京食品技術研究所 宛



HACCP訪問アドバイス申込書

事業対象施設住所	〒 東京都 (ビル名等)
施設名称(屋号)	(店舗電話番号)
担当者様お名前	(携帯電話番号)
チェックしてください	<input type="checkbox"/> 都内店舗(23区、八王子市、町田市を除く)

技研受付 2025-A / No.